

令和4年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度登米市一般会計予算における市町村交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,056,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,804,418 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	左の財源内訳						
		特定財源			一般財源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他		
社会福祉	社会福祉費	3,823,880	1,604,498	5,400	126,100	338,702	1,749,180	
	児童福祉費	4,606,863	3,090,505	0	241,235	206,854	1,068,269	
	生活保護費	928,978	696,791	0	1,617	37,404	193,166	
	小計	9,359,721	5,391,794	5,400	368,952	582,960	3,010,615	
社会保険	社会福祉費	1,458,422	423,806	0	0	167,839	866,777	
	小計	1,458,422	423,806	0	0	167,839	866,777	
保健衛生	保健衛生費	806,615	22,847	57,700	24,367	113,833	587,868	
	病院費	1,179,660	0	0	0	191,368	988,292	
	小計	1,986,275	22,847	57,700	24,367	305,201	1,576,160	
合計		12,804,418	5,838,447	63,100	393,319	1,056,000	5,453,552	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、人件費及び事務費を除いた額とする。